

食品衛生法の規定により、杉並区が食品衛生法違反者等に対し、不利益処分を行った件について、以下のとおり公表します。

なお、公表内容については、公表を行った日から原則として7日経過後削除しております。

公表年月日	令和7年8月25日
業種等	飲食店営業
営業者氏名	鈴木 裕介
施設の名称及び所在地	とりや 鈴なり 東京都杉並区阿佐谷北一丁目27番5号 2F
不利益処分を行った理由	食中毒の発生（食品衛生法第6条第3号違反）
不利益処分等の内容	営業等の停止 停止期間 令和7年8月25日から令和7年8月27日までの3日間（令和7年8月21日から同年8月24日までの4日間、自主的に営業を休業したため、減算）
備考	・ 病因物質：カンピロバクター ・ 原因食品：令和7年8月6日に当該施設が調理、提供した食品（鶏肉料理を含む） ・ 患者数：3名